



KOJ BASE 自家用自動車有償貸渡約款（利用規約）

第1条（適用）

本約款は、KOJ BASE（以下「当事業者」という。）が行う自家用自動車有償貸渡に適用する。借受人及び運転者は、本約款、貸渡条件、料金表、重要事項説明書、利用案内、貸出前点検記録その他当事業者が定める事項を理解し、同意した上で、貸渡車両を借り受け、使用する。

第2条（契約の成立）

貸渡契約は、貸渡当日に、借受人及び運転者の本人確認、運転免許証確認、重要事項説明、安全説明、貸出前点検、車両確認、料金決済その他当事業者所定の手続が完了し、当事業者が貸渡車両を引き渡した時点で成立する。

第3条（貸渡の拒否）

当事業者は、借受人、運転者又は同乗者が、有効な運転免許証を提示しない場合、酒気帯びその他安全運転に支障がある場合、本約款等に同意しない場合、本人確認・安全説明・貸出前点検に協力しない場合、その他安全な貸渡又は事業運営に支障があると合理的に判断される場合、予約を取り消し、又は貸渡を拒否することができる。

第4条（料金及び決済）

借受人は、当事業者が別途定める料金表に従い、貸渡料金、延長料金、NOC、修理費、清掃費、消臭費、レッカー費用、搬送費用、引取費用、備品交換費その他当事業者が定める費用を支払う。当事業者は、現時点において、免責補償制度又はCDWを設定しない。送迎は貸渡契約に付随する無償サービスであり、送迎自体について対価を収受しない。

第5条（本人確認及び貸渡証）

借受人は、貸渡時に、借受人及び実際に運転する者全員について、氏名、住所、連絡先、生年月日、運転免許証その他当事業者が求める情報を提示しなければならない。当事業者は、貸渡契約の成立に際し、貸渡証を交付し、借受人及び運転者は貸渡期間中これを携行する。

第6条（安全説明・重要事項説明）

借受人及び運転者は、貸渡前に、車両特性、車高、車幅、死角、内輪差、架装設備、電装設備、給排水設備、事故時対応、保険、免責金、NOC、日常点検義務、高さ制限及び上部接触事故の危険に関する説明を受けなければならない。

第7条（貸出前点検及び貸出中の日常点検）

当事業者は、貸渡車両の貸出しに先立ち、当事業者所定の貸出前点検要領に基づき必要事項を確認する。貸渡期間中の日常点検は、借受人及び運転者の責任において行う。異常、故障、警告灯、異音、異臭、タイヤ異常、設備不良その他安全な使用に支障がある事由を認識した場合、直ちに貸渡車両の使用を中止し、当事業者へ連絡し、その指示に従わなければならない。

第8条（禁止行為）

借受人、運転者及び同乗者は、届け出た運転者以外の者に運転させること、転貸、無免許運転、飲酒運転、定員超過、悪路走行、車内喫煙、無断ペット同乗、強い臭気又は油汚れを生じる調理、危険物の不適切使用、車両特性を確認しない走行をしてはならない。橋桁、トンネル、高架下、立体駐車場、屋内駐車場、地下駐車場、樹木の垂れ下がり、看



KOJ BASE_自家用自動車有償貸渡約款

板、ひさし、ゲート、軒先その他上方障害物がある場所のうち、路面からの有効高さが 3.1 メートル以下の場所に進出し、又は通行してはならない。

第 9 条（違法駐車の場合の措置等）

1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとする。

2 当事業者は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当事業者の指示する時までに取扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。なお、当事業者は、レンタカーが警察により移動された場合には、当事業者の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合がある。

3 当事業者は、前項の指示を行った後、当事業者の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとする。また、当事業者は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。

4 当事業者は、当事業者が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 5 1 条の 4 第 6 項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。

5 当事業者が道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当事業者は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとする。この場合、借受人又は運転者は、当事業者の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとする。

（1）放置違反金相当額

（2）当事業者が別に定める駐車違反違約金

（3）探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6 第 1 項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第 2 項に基づく違反を処理すべき旨の当事業者の指示又は第 3 項に基づく自認書に署名すべき旨の当事業者の求めに応じないときは、当事業者は第 5 項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当事業者が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」という。）を申し受けることができるものとする。

7 借受人又は運転者が、第 5 項に基づき当事業者が請求した金額を当事業者に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当事業者が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとする

第 10 条（保険・免責金）

保険の補償内容、補償限度額、免責金額、保険適用条件及び免責事由は、当該保険契約及び保険約款の定めによる。事故その他保険適用の対象となる損害が発生した場合、借受人は、当事業者の保険契約上の免責金として、対物免責金 100,000 円及び車両免責金 200,000 円を負担する。

第 11 条（借受人側保険の確認及び使用）

借受人又は運転者が加入する自動車保険、他車運転特約、個人賠償責任保険その他の保険により補償を受けることができる場合、借受人は、当該保険の適用可否、補償範囲、免責金額、自己負担額、対象車両、架装部分・内装設備への適用の有無その他必要事項を確認し、当事業者に報告しなければならない。当事業者は、当該保険の使用を求めることができる。

第 12 条（内装・設備・備品の損害、臭気・汚損）

キャンピングカーの内装、家具、ベッド、シート、カーテン、網戸、照明、冷蔵庫、電子レンジ、調理器具、給排水設備、サブバッテリー、外部電源、FF ヒーター、換気扇その他架装設備及び備品について、借受人側の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合、借受人は復旧に要する実費を負担する。通常清掃では回復できない汚損、臭気等が生じた場合も同様とする。

第 13 条（NOC）

事故、故障、破損、汚損、臭気、設備不良その他借受人側の責めに帰すべき事由により、貸渡車両を営業に使用できなくなった場合、借受人は、修理費等とは別に、営業補償として、貸渡車両が自走可能であり予定返還場所に返還された場合は 100,000 円、自走不能の場合又は予定返還場所に返還されなかった場合は 150,000 円を支払う。

第 14 条（事故・故障時の措置）

事故が発生した場合、借受人又は運転者は、直ちに、負傷者の救護、警察への届出、当事業者への連絡、相手方情報の確認、事故状況の記録・写真撮影その他当事業者が求める対応をしなければならない。当事業者の承諾なく、相手方と示談してはならない。

第 15 条（返還）

借受人は、貸渡契約で定めた返還日時及び返還場所において、貸渡車両、鍵、付属品、備品、貸渡証その他当事業者が指定する物を返還しなければならない。

第 16 条（個人情報・反社会的勢力・管轄）

当事業者は、レンタカー事業の運営に必要な範囲で個人情報を取得し、利用する。借受人、運転者及び同乗者は、反社会的勢力に該当せず、関係を有しないことを表明し、保証する。本約款及び貸渡契約に関する紛争については、鹿児島地方裁判所又は鹿児島簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第 17 条（個人情報の利用目的）

- 1 当事業者が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
 - (1) 道路運送法第 80 条第 1 項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
 - (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当事業者が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
 - (3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。
 - (4) 当事業者の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
 - (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。



KOJ BASE_自家用自動車有償貸渡約款

2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行う。

第18条（個人情報の利用の同意）

借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、レンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとする。

- (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- (2) 当事業者に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
- (3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合